

東京二十三区清掃一部事務組合
管 理 者 様

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 本間敏明
監査委員 成澤廣修
監査委員 押田まり子

平成28年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、安西俊一監査委員は平成28年6月26日まで関与し、押田まり子監査委員は6月27日から関与しました。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

平成28年5月17日から平成29年2月21日まで実施した。

2 監査対象（全部局）

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

（1） 監査の範囲

平成27年4月1日から監査実施当日分まで

* 但し、契約関係は平成27年度分の事務処理について監査した。

（2） 監査の観点

- ① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。
- ② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観

点から適切に執行されているか。

③ 前年度の監査で指導・注意した事項が改善されているか。

また、平成 28 年度定期監査実施計画に定めた重点監査項目、「勤怠・旅費・超勤等庶務に関する事務は適正に行われているか。」についても監査を行った。

4 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、以下のような指導・注意を要する事項があったので意見を述べる。

なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

5 意見

(1) 出勤簿の表示で慶弔休暇の期間中に出勤印が押印されているものがあった。

同休暇は勤務時間規則別表に記載された日数の範囲内で引き続く日数を特別休暇として取得するものである。したがってその期間の途中で出勤すればその時点で引き続く日数は途切れることになるので当該休暇は終了する。当該事例に関しては休暇取得完了後の出勤時に慶弔休暇の表示がなされていなかったため誤って押印したものであるが、慶弔休暇を承認した時点で承認期間全てに予め休暇を表示することにより、誤って押印することは防げたものとする。

出勤簿及び特別休暇取得手続の適切な管理を徹底されたい。

(2) 旅行用務終了後に年次有給休暇等を取得する場合、旅行命令は用務先で完了するので、旅行先、経路欄の終点共に用務先を記載すべきだが、経路欄を自宅まで記載しているものがあった。

また、旅行雑費は近接地内（清掃一組の事業所は対象外）の 5 時間以上の出張、近接地外の出張が対象となるが、支給していない事例が散見された。

旅行命令簿の作成並びに決裁にあたっては 1 件ごとに記載内容を正確に確認するよう徹底されたい。

(3) 契約行為において件名の表記が実施原議と他の書類で一致していなかったり、仕様書或いは見積書の件名が不正確な例が見受けられた。

件名に誤りがあると当該契約の関係書類として無効となることも考えられるので、契約行為に携わる各職員においては書類の記載内容の確認を徹底されたい。

(4) 契約行為において契約の履行を確認するために検査を行うが、検査調書で検査していることに加え、納品書等の検査欄でも検査の表示をしているなど、検査書類が二重に存在しているものがあった。

関係する職員は厳正かつ適正な検査が行われるよう検査手続について改めて確認されたい。

6 まとめ

上記のように不適切な事務処理や軽微なミスはなお繰り返されており、一つ一つの事務処理において正確性を期すよう、不断の努力を望みたい。

次に、事務事業執行上気が付いたことを挙げておきたい。

大田清掃工場の旧第一工場及び不燃ごみ処理センターの管理を中防処理施設管理事務所が行っている。設備が老朽化している施設を距離的に離れた部署が管理しているが、不測の事態が生じた場合に迅速かつ的確な対応が可能であるのか、また、そのための状況把握や情報収集を十分に行うのか検証されたい。

重点監査項目である「勤怠・旅費・超勤等庶務に関する事務は適正に行われているか。」という観点からも監査を実施したが、平成 27 年用休暇・職免等処理簿が適正に完結している所属は半数ほどでしかなかった。休暇・職免等処理簿を点検し帳簿として完結させたうえで、新システムへの年次有給休暇の繰り越しが正確に行われていることを再度確認願いたい。

第2 工事及び委託監査

1 監査実施期間

(1) 契約金額 100 万円以上 500 万円未満の工事及び委託

平成 28 年 5 月 17 日から平成 28 年 11 月 14 日まで実施した。

(2) 契約金額 500 万円以上の工事及び委託

平成 28 年 8 月 30 日から平成 28 年 11 月 30 日まで実施した。

2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部

3 監査の範囲

(1) 契約金額 100 万円以上 500 万円未満の工事及び委託

平成 27 年度に契約したもの又は契約変更したもの

(2) 契約金額 500 万円以上の工事及び委託

① 平成 27 年度に契約したもの又は契約変更したもの

② 平成 26 年度以前に契約したもので、平成 27 年度内に完了したもの、または平成 28 年度以降に継続しているもの

4 監査方法

(1) 契約金額 100 万円以上 500 万円未満の工事及び委託

対象となる工事及び委託 571 件中 216 件 (37.8%) を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査、疑問点などの確認をした。

(2) 契約金額 500 万円以上の工事及び委託

対象となる工事及び委託 308 件中 79 件 (25.6%) を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査及びヒアリングを行った。

(3) 監査の着眼点

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行の 3 分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、「設計・積算」を重点項目とし、関係書類の確認及び管理が適切に行われているかについて検証した。

5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような指導・注意を要する事項があったので意見を述べる。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な誤りや改善及び検討を要する事項については、監査の過程で関係者に指導を行った。

6 意見

(1) 工事施行理由が『平成 27 年度清掃工場焼却炉補修等工事計画書の決定について』に基づき施行する。」と記載されているだけで、どのような理由でこの工事を行うのかと言った具体的な理由が示されていなかった。「契約事務の手引」には『計画に基づく』のような記載表現は避け、具体的に記載してください。」と書かれている。施行理由の記載にあたっては「文書事務の手引」の起工書起案例や「契約事務の手引」を参考に分かり易い具体的な理由の作成を徹底されたい。

(2) 設計図面はその工事の場所と内容を詳細に記載した書類であり、請負者にとっては、特記仕様書などと共に工事費用を見積もるための重要な資料である。

しかしながら、図面内の文字が小さく見づらいものや潰れて判読できないものが見受けられた。また、図面の縮尺表記がないため正確な長さ等が分かりにくいものがあった。図面作成においては、分かり易く明瞭な図面を作成されたい。

(3) 委託設計書の図面は正しく理解できるものでなければならない。しかし、委託業務の対象となる機器や清掃範囲等が図面上に適正に記載されていなかったり、委託業務に無い作業が図面に記載されている事例があった。このような図面は業者を混乱させ、見積り等を困難にするものである。設計担当者は設計書を作成するにあたり、委託業務内容と設計図面の整合に十分注意されたい。

(4) 委託仕様書は委託する業務内容が正確に分かりやすく記載されていなければならない。しかし、機器点検委託において点検対象である電気設備高圧遮断器の仕様が記載されていなかったり、また植栽維持管理委託では同じ植栽に対し

て2種類の違った剪定方法を重複して記載している事例などがあった。このような仕様書では業者は作業内容を十分理解できず、見積りも作成できない。設計担当者は委託業務内容が十分に把握できる仕様書を作成されたい。

第3 財政援助団体監査（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）

1 監査実施日

平成28年5月17日から平成29年2月21日まで実施した。

2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会（総務部所管）

3 監査の範囲及び方法

平成27年4月1日から監査実施当日まで（契約関係は平成27年度分）までの書類について監査した。

財政的援助に基づく事業運営が援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。